

事 務 連 絡
平成 2 3 年 5 月 2 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課
各 都 道 府 県 知 事 部 局（私学担当） 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた
地方公共団体の首長部局（学校設置会社立学校担当）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

東日本大震災により被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な
受入れ等に関する Q & A 集（5 / 2 改訂版）の送付について

東日本大震災により被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れ等については、各教育委員会において積極的に御対応いただいているところであり、感謝申し上げます。

このたび、平成 2 3 年 4 月 7 日付け事務連絡において、各教育委員会に送付した Q & A 集に加えて、被災した児童生徒の受入れにあたっての教職員の人事配置等に関する Q & A を新たに追加し、Q & A 集（5 / 2 改訂版）を作成しましたので、御参考としてお送りいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、本 Q & A 集も御参考にしていただきつつ、引き続き、「平成 2 3 年（2 0 1 1 年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成 2 3 年 3 月 1 4 日付け 2 2 文科初第 1 7 1 4 号文部科学副大臣通知。）の趣旨を踏まえた取扱いをお願いします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本事務連絡について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事部局及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の首長部局におかれましては、公立学校における取扱いについて十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線3745、2007）

※ お問い合わせの内容により、上記以外の担当課が承ります。